

技能検定試験における新型コロナウイルス感染防止対策(ガイドライン)

令和2年度後期技能検定の受検申請に当たり、本ガイドラインの内容にご同意いただいたうえで、ご申請くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、内容に変更が生じた場合は、当協会ホームページに掲載してお知らせします。

1 試験の中止について

新型コロナウイルスの感染状況により、急遽試験を中止とさせていただく場合がございますので予めご了承ください。(中止とした場合は、受検手数料を返還いたします。)

その際は、当協会ホームページにてお知らせしますので、随時ご確認くださいませようようお願いいたします。追って受検者の皆様へはご連絡いたします。

2 受検の自粛について

試験日前2週間において、平熱を超える発熱、咳・のどの痛み、体のだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚や味覚の異常等の症状がある方や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方は、受検を自粛してください。(受検手数料の返金等の措置はありません。)

なお、試験当日もご体調の確認(問診票による)及び検温を実施いたします。発熱等の症状がみられる場合は、受検をご遠慮いただきます。

3 学科試験及び計画立案等作業試験について

試験会場の収容人数により、人と人の距離(少なくとも1m)が十分に確保出来ない場合は、最寄りの会場とならない場合がありますので予めご了承ください。

4 その他

その他以下の取り組みを行いますので、ご協力の程よろしくようお願いいたします。

【受検者及び関係者への制限等】

- ・入退場時の制限や誘導を行い、人と人の距離(少なくとも1m)を確保
- ・受検者及び関係者のマスク着用の徹底(マスクはご持参ください。)
状況に応じて、関係者はフェイスシールドを着用
- ・受検者及び関係者の手指消毒・手洗いの徹底
- ・休憩時間における交流等を極力控える
- ・万が一感染が発生した場合に備え、受検者及び関係者の名簿を適正に管理

【試験会場における対策等】

- ・座席など人と人の距離(少なくとも1m)の確保またはパーティションの設置
- ・手指消毒設備の設置
- ・屋内においては施設の換気の徹底
- ・施設の共用部分(トイレ、テーブル等)の定期的な消毒
- ・休憩スペース等は、分散化、換気等で3密とならないよう徹底
- ・飲食物等のゴミの管理の徹底